

# 変更許可証

指令（開景）第31-2041号  
平成31年2月14日

平成31年2月7日付け申請の開発行為の変更の許可については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、次のとおり許可します。

熊本市長 大西 一史



開 発 行 為 の 概 要	申請者住所氏名	熊本市北区植木町植木157番地7 有限会社 はしもと企画 代表取締役 橋本 高広
	開発区域に含まれる地域の名称	熊本市北区植木町岩野字前田1280番1、1280番2
	開発区域の面積	公簿 2,634.09 m <sup>2</sup> 実測 2,634.75 m <sup>2</sup>
	予定建築物の用途	専用住宅（10区画）
	工事施行者住所氏名	熊本市北区植木町木留771番地1 有限会社 實土木産業 代表取締役 中川 実
	着手予定年月日	平成31年1月15日
	完了予定年月日	平成32年3月31日
	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他
	法第34条の該当号及び該当する理由	法第34条第11号 「法第34条第11号の規定により条例で指定する区域内の開発行為等」
	その他の必要な事項	都市計画法第41条第1項に基づく制限 建ぺい率は40%以内、容積率は80%以内、外壁後退距離は1m以上、建築物の高さは10m以下とする。  都市計画法第79条に基づく条件 法第32条協議書において、管理予定者が熊本市になっている道路については、完了届と同時に管理引継ぎ申請を行うこと。 （分筆し抵当権がある場合は抹消登記を行い登記承諾書等を添付すること）  区域外施工については、当該開発行為の検査対象とする。

備考

1 この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本市開発審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。  
2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本市を被告として（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）。